

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p><b>【本編】</b></p> <p>II-1-4 監督上の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③監査役設置会社と委員会設置会社の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(3) 銀行の常務に従事する取締役及び監査役が、II-1-2 (2) ⑬及びII-1-2 (3) ⑦に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・監査役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役・監査役の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徵求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(注) II-1-2 (2) ⑬及びII-1-2 (3) ⑦に掲げる取締役・監査役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各銀行の取締役・監査役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断さ</p>	<p><b>【本編】</b></p> <p>II-1-4 監督上の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③監査役会設置会社、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(3) 銀行の常務に従事する取締役及び監査役が、II-1-2 (3) ⑬及びII-1-2 (4) ⑦に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・監査役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役・監査役の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徵求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(注) II-1-2 (3) ⑬及びII-1-2 (4) ⑦に掲げる取締役・監査役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各銀行の取締役・監査役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断さ</p>

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>れているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役・監査役の選任議案の決定等に当たっては、まずは銀行自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々の時点における取締役・監査役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・監査役の選任届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式1－1、1－1の2、4－10－1－1～4－10－2－2参照）。</p> <p>(4) 銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第27条に基づき取締役・執行役・監査役・監査委員・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>れているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役・監査役の選任議案の決定等に当たっては、まずは銀行自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々の時点における取締役・監査役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・監査役の選任届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式1－1、1－1の2、4－10－1－1～4－10－2－2参照）。</p> <p>(4) 銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第27条に基づき取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>II－3 業務の適切性 II－3－4－1－2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等 ①～③ 略 ④ 代表取締役及び取締役（委員会設置会社にあっては執行役）は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。 また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p> <p>(中略)</p>	<p>II－3 業務の適切性 II－3－4－1－2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等 ①～③ 略 ④ 代表取締役及び取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。 また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p> <p>(中略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表案）

現 行	改 正 後										
<p><b>【様式・参考資料編】</b></p> <p>(新設)</p>	<p><b>【様式・参考資料編】</b></p> <p><b>監査等委員の選退任</b> 別紙様式4-10-5-1(事前届出)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者</p> <p style="text-align: right;">(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;"><u>監査等委員選退任届出書</u></p> <p style="text-align: center;">監査等委員の<u>選任</u> <u>退任</u> がありますので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">監査等委員(候補者)の氏名</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td>職 名</td><td></td></tr> <tr> <td>新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合 )</td><td></td></tr> <tr> <td>選 退 任 予 定 日</td><td>年 月 日 ( )</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table> <p>(注) 1 「職名」欄は、選任しようとする場合は新職名、退任しようとする場合は最終職名を記載すること      2 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること      3 選任しようとする場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面(例えれば、監査等委員が、銀行法第7条の2に規定する「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等)を添付すること</p> <p>(新設)</p>	監査等委員(候補者)の氏名		職 名		新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合 )		選 退 任 予 定 日	年 月 日 ( )	理 由	
監査等委員(候補者)の氏名											
職 名											
新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合 )											
選 退 任 予 定 日	年 月 日 ( )										
理 由											

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表案）

現 行	改 正 後										
	<p><b>監査等委員の選退任</b>  <u>別紙様式4-10-5-2(やむを得ず事後届出となる場合)</u></p> <p style="text-align: right;">年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日</p> <p style="text-align: center;"><u>金融庁長官 ○○○○ 殿</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>所在地</u>  <u>商 号</u>  <u>代表者</u>  <u>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</u> </p> <p style="text-align: center;"><u>監査等委員選退任届出書</u></p> <p>監査等委員の <u>選任</u> <u>退任</u> がありましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第3号の2の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">監査等委員の氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新任・再任の別 (選任の場合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選退任日</td> <td>年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日 ( )</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td> <u>(事後届出となった理由)</u>  <u>(選退任の理由)</u> </td> </tr> </table> <p>(注) 1 「職名」欄は、選任があった場合は新職名、退任があった場合は最終職名を記載すること      2 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となった理由及び選退任の理由を、特に選任があった場合には、当該者を選任した理由を具体的に記載すること      3 選任があった場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、監査等委員が、銀行法第7条の2に規定する「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること</p>	監査等委員の氏名		職名		新任・再任の別 (選任の場合)		選退任日	年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日 ( )	理由	<u>(事後届出となった理由)</u> <u>(選退任の理由)</u>
監査等委員の氏名											
職名											
新任・再任の別 (選任の場合)											
選退任日	年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日 ( )										
理由	<u>(事後届出となった理由)</u> <u>(選退任の理由)</u>										